

答 申 書

平成26年5月16日

えびの市議会議長 本石 長永 様

えびの市情報公開・個人情報保護審査会
会長 馬籠 勝典

第1 審査会の結論

えびの市議会議長 本石 長永（以下「実施機関」という。）が、異議申立人 源嶋 宗雄（以下「申立人」という。）の情報公開請求に対して、平成26年1月16日付けえ議発第453号において行った公文書一部公開決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経緯

1 情報公開請求

申立人は、えびの市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成25年12月26日付けで、産業厚生常任委員会記録（陳情審査）の全て（陳情第15号えびの市大字前田字檜木38-2番地の土地に関する陳情書の審査分）（以下「本件」という。）に関する情報に係る公文書の公開請求（担当所属：議会事務局）を行った。

公開請求については、次のとおりである。

受付番号第12号 本件

2 公文書一部公開決定通知

上記1の情報公開請求を受け、条例第11条第1項の規定により、平成26年1月16日付けで次のとおり通知した。

公文書一部公開決定通知書（え議発第453号）

3 異議申立て

申立人は、平成26年3月7日付け、異議申立書により、上記2の決定通知に対し、全ての公開を求める異議申立てを行った。

4 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

上記3の異議申立てを受け、条例第20条第1項の規定により、平成26年3月14日付け、え議発第546号によりえびの市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った。

第3 申立人の主張要旨

申立人の異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成24年11月13日の委員会記録における陳情者以外の参考人（第三者）の質疑等に係る記録全てが黒塗りで公開されなかった。えびの市民として公平公正に判断したいので全て公開してほしい。陳情者は全て公開している。2人の参考人は元えびの市職員で公職の立場であり正々堂々と全てを包み隠さず公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張要旨は、おおむね次のとおりである。

本件は、えびの市議会産業厚生常任委員会が審査を行った全審査日の記録である。陳情書は、飯野地区の前田自治会内で実施された小岡丸ほ場整備事業に関わるものであり、審査に当っては、陳情者や当該事業に携わった執行部職員に事業経過等についての説明を求めたが、当該職員の中の退職した元市職員2人については参考人として説明を求めたものである。

陳情書については、市議会平成24年9月定例会で議題となり、閉会中も含め、3日間の審査を経て、市議会平成24年12月定例会において不採択と議決された。その後、陳情の委員会審査記録に対しては、陳情者と今回の申立人から全く同様の内容で、情報公開請求を受けている。

今回、申立人が情報公開請求された本件には、陳情者及び元市職員2人を参考人として質疑等を行った記録が含まれるため、条例第16条第1項の規定に基づく第三者保護に関する手続として、第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えたものである。

その結果、元市職員2人については、公開されると支障があるとの意見をその理由等とともに文書により提出された。提出された意見書の内容が、当該情報を公開することで、この元市職員2人の生活や健康に影響を及ぼし、かつ、このことは公開条例第7条第4号に該当すると判断したものである。また、議会の効率的、効果的な運営の観点から、参考人に不利益等をもたらすことは、参考人制度の活用に著しく支障をきたすと認め、かつ、このことが公開条例第7条第5号に該当すると判断し、陳情者を除く参考人の質疑等に係る全ての記録を除いて一部公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 審査会の結論

当審査会は、公文書公開決定等審査諮問書（平成26年3月14日付け議発第546号）を受理し、本件異議申立てについて、実施機関の説明及び申立人の口頭意見陳述の要旨を踏まえて審査したところ、本件事案について、実施機関が一部公開とした判断は、妥当であるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

2 異議申立人は、実施機関が、条例第7条第4号及び第5号に基づき陳情者以外の2人の参考人の記録部分を黒塗りにして一部公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し判断することとする。

（1） 本件公文書について

本件公文書は、市議会産業厚生常任委員会において陳情第15号えびの市大字前田字檜木38-2番地の土地に関する陳情書の審査を行った全ての審査記録であり、陳情者及び元市職員2人を参考人として質疑等を行った記録が含まれている。

(2) 条例第7条第4号及び第5号の趣旨について

条例第7条第4号は、公共の安全等に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものであり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報を非公開とすることとしたものである。

条例第7条第5号は、市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における適正な意思形成を確保する観点から審議、検討又は協議に関する情報のうち、公にすることにより、適正な意思形成における支障、市民の間の混乱及び特定の者の利益又は不利益を生じさせると認められるものの要件を非公開情報として定めたものである。

市並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間の審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき市民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるものがあり得る。

よって、このような情報について、審議、検討又は協議途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、市及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非公開とすることとしたものである。

(3) 条例第7条第4号及び第5号の該当性について

本件は、えびの市議会産業厚生常任委員会が陳情書の内容精査のため、陳情者や当該事業に携わった執行部職員に事業経過等についての説明を求めた際の記録であり、陳情者と元市職員は参考人という第三者として出席し情報を提供したものである。そのため、公開の際の判断材料として意見を求めている。

参考人である2人の元市職員から出された意見書内容及び口頭意見陳述等の際の申立人と陳情者との関係から、当該情報を公開することで、これまでと同様に参考人の発言内容を否定、批判する又は参考人に対して不当な働きかけを行い、参考人の平穏な生活や健康に影響を及ぼし、公共の安全と秩序が阻害され、若しくは適正に行われなくなることが社会通念上明らかであると認められ、条例第7条第4号の非公開情報に該当する。

さらには、実施機関がこれを公開した場合には、当該第三者との信頼関係を失い、その後の情報が得られにくくなるなど、事務事業の円滑な遂行に支障をきたすと認められる。また、今後、参考人としての出席を求めた際に躊躇する又は出席されても率直な発言が出されにくくなり、意見の聴取が難しくなるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれることになるおそれがあることが認められ、条例第7条第5号の非公開情報に該当する。

なお、効果的な運営の観点から、参考人に不利益等をもたらすことは、実施機関が行う参考人制度の活用に著しく支障をきたすと認めたことに対して、申立人から具体的な主張もなく、参考人の記録部分の公開がなくともその後の執行部の同様の説明から審議内容は十分理解できるものであり、本件による申立人の不利益は、認められないものである。

(4) 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

3 審査会の意見

今回の情報公開請求に関しては、公文書の一部に非公開情報が記録されているため、非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開したものであり、条例の精神を理解され解釈と運用は妥当なものであった。

なお、条例は、公文書の公開を請求する市民の知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加のより一層の促進を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の推進に資することを目的としている。

したがって、条例の運用にあたっては、条例第 1 条に定める目的に添って事務を進めなければならないことから、今後とも事務事業の執行の際は、その目的に継続して十分留意されるよう要望する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

(別紙) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 3 月 14 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 26 年 3 月 27 日	・審査会から実施機関に一部公開理由説明書を求めた。
平成 26 年 4 月 1 日	・実施機関から一部公開理由説明書を受領した。
平成 26 年 4 月 1 日	・異議申立人に実施機関からの一部公開理由説明書の写しを送付した。
平成 26 年 4 月 1 日	・審査会から異議申立人に意見書を求めた。
平成 26 年 4 月 9 日	・異議申立人から意見書を受領した。
平成 26 年 4 月 11 日	・実施機関に異議申立人からの意見書の写しを送付した。
平成 26 年 4 月 18 日 (第 1 回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
	・実施機関から口頭説明を受けた。
	・異議申立人から口頭意見陳述を受けた。
平成 26 年 5 月 15 日 (第 2 回審査会)	・諮問事案の審議を行った。